

1 月期下期解撤に 33 隻申請、全海運分は 14 隻 解撤等交付金申請状況集計。上期分と合計 56 隻、約 45 億円

総連合会は 3 月 31 日、内航海運暫定措置事業の平成 20 年度 1 月期下期解撤等交付金申請受付けを締め切ったが、申請総数は 33 隻、そのうち全海運分は 14 隻となった。

1 月期の解撤等交付金申請受付は、1 月 20 日で締め切られたが、総連合会では緊急の不況対策の一環として年度内の減船対策を実施するため、3 月 31 日を締め切りとして 1 月期の追加分として下期分申請を受け付けることとしたもの。

総連合会が 4 月 2 日の交付金認定委員会に示した 3 月 31 日の下期解撤等交付金申請集計によると、申請総数は 33 隻で、内訳は一般貨物船 22 隻、特殊船 2 隻、油送船 8 隻、曳船 1 隻で申請ベースの交付金合計は約 27 億円となった。このうち全海運分は一般貨物船 13 隻（1 万 6,391 対象ト）、曳船 1 隻（1,000 対象ト）の計 14 隻（1 万 7,391 対象ト）、申請ベースでの交付金は約 10 億 590 万円となった。

総連合会が 1 月 20 日に締め切った 1 月期上期には 23 隻、約 18 億円の解撤等交付金申請が出ており、今回の下期分と合わせると 56 隻、約 45 億円となる。

今回の追加受付でこれだけの解撤申請が出たことは、それだけ景況の落ち込みが深刻であることを表しており、全海運からの提案により総連合会が政府・自民党に働きかけ、船齢 16 年超船の買い上げが認められれば、さらに解撤申請が増加するものとみられている。